

2024 年 3 月 22 日

## 2024 年度前期 JWTA 強化指定選手 選考規程

### 1. JWTA 強化指定選手の選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下「JWTA」という)は、パラリンピック等で優秀な成績を収めることを第一の目的とし、当該 JWTA 強化指定選手選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、選考基準を以下に提示する。

但し、パリ 2024 パラリンピック競技大会(以下「パリパラ」という)開催年である本年は、パリパラまでとパリパラ以降の強化戦略を明確に分けるため、強化指定期間の前期(4 月～9 月)と後期(10 月～3 月)で別の選考基準を設けることとし、本規程は前期の選考基準を示す。なお、後期の選考基準は 2024 年 4 月末日までに公表する予定。

### 2. 選考に際して基準とする事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること
- ② 国際テニス連盟(ITF)に登録していること
- ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること
- ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること
- ⑤ 以下指定ランク条件の何れかに該当していること

なお、当期選考に適用する ITF シングルスランキングは 2024 年 3 月 25 日付とする

(男子クラス)	・ S ランク選考基準世界ランキング	1 位 ～ 3 位
	・ A ランク選考基準世界ランキング	4 位 ～ 8 位
	・ B ランク選考基準世界ランキング	9 位 ～ 20 位
	・ C ランク選考基準世界ランキング	21 位 ～ 48 位 (注 1)
(女子クラス)	・ S ランク選考基準世界ランキング	1 位 ～ 3 位
	・ A ランク選考基準世界ランキング	4 位 ～ 8 位
	・ B ランク選考基準世界ランキング	9 位 ～ 20 位
	・ C ランク選考基準世界ランキング	21 位 ～ 32 位 (注 1)
(クアードクラス)	・ S ランク選考基準世界ランキング	1 位 ～ 3 位
	・ A ランク選考基準世界ランキング	4 位 ～ 8 位
	・ B ランク選考基準世界ランキング	9 位 ～ 16 位 (注 1)
(U-22 クラス*)	・ <男子>選考基準世界ランキング	～ 250 位以内 (注 2)
	・ <女子>選考基準世界ランキング	～ 100 位以内 (注 2)
	・ <クアード>選考基準世界ランキング	～ 70 位以内 (注 2)

\*2025 年 4 月 1 日現在にて 22 歳以下を対象とする

※各クラスに D ランク(ナショナルスタッフ推薦枠)を設け、随時強化育成部にて厳正に審査し、理事会で決定する。(下記四角枠内、⑥※1、2、3)を参照のこと)

※男子・女子・クアードクラスにおいては指定ランクの高い順から優先的にサポートを行う。( S > A > B > C > D ) ただし、U-22 クラスでは指定ランクの優劣は設けない

※(注1)各クラス選考基準世界ランキングの下限は、パリ 2024 パラリンピック競技大会における車いすテニス競技各クラス出場選手定数による(男子 48、女子 32、クアード 16)

<参照> <https://www.paralympic.org/news/paris-2024-paralympic-medal-events-programme-and-athletes-quotas-announced>

(注2)U-22 の選考基準世界ランキングの下限は、各クラス世界ランキング保持者総数、日本人選手数ならびに選手層の現状等を総合的に鑑み、強化育成部において判断したものとす

- ⑥ 東京 2022 パラリンピックでのメダル獲得選手においては、2024 年度前期(当期)まで JWTA 強化指定ランクの降下はなしとする
- ⑦ パラリンピック開催年である当期の強化指定選手は、パラリンピック日本代表選手の JPC 正式決定後からパラリンピック大会終了後までの期間限定において、パラリンピック代表選手のみとする。
- ⑧ 怪我などの正当な理由により ITF 大会出場ができずランキングが下降する場合、強化指定ランクの降下はなしとする。ただし、ドクターによる診断書等、第三者からの証明書等の提出必須とする。また、本項目の適用期間は怪我の程度や大会欠場期間等を踏まえ都度検討するが、二期(例：2023 年度後期ならびに 2024 年度前期)を上限とする
- ⑨ JWTA より提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のあること

- ※ 1 積極的に国内外の試合に参加するなど、技術向上に努める姿勢などを評価し選考の対象とする
- ※ 2 満 14 歳以上で、自立した行動がとれる者に限る
- ※ 3 選手の活動意向が本事業の本質に沿わない場合には、選考の対象とはならない

### 3. JWTA 強化指定選手としての遵守事項

- 指定された合宿への参加
  - 指定された国際大会への出場
  - 指定された当協会事業への参加協力
- ※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に強化育成部に理由を書面にて申告、強化育成部の了解を得なければならない
- 大会出場予定ならびに結果報告
  - 健康など医学的状況変化の報告
  - アンチ・ドーピングに関する各種規定
  - 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則
  - 社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し行動すること

以 上